平成２１年（フ）第１６７０号
京都市伏見区深草西浦町２丁目108番地
ホーユウコンフォルト京都伏見402
債務者　豊武　卓也
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９５１号
京都市下京区西七条北月読町79番地２　ファミーユ403号
債務者　山田　敏明
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９８６号
京都市下京区不明門通六条下る仏具屋町151番地12
債務者　寺嶋　和孝
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２００６号
京都市伏見区羽束師鴨川町239番地14
債務者　草原紀美江
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０２６号
京都市北区上賀茂前田町56番地22
債務者　大村奈見子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０６９号
京都市北区大宮東総門口町37番地
債務者　福井　　進
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２１３５号
京都市伏見区新町12丁目302番地　ジョリ丹波橋30Ｃ
債務者　小川　峰一
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
兵庫県加古川市加古川町大野561番地の９
債務者　松本　和佳
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８５号
広島県山県郡北広島町都志見2668番地275
債務者　佐伯　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１７号
広島市中区基町18番１―708号
債務者　柳瀬　哲士
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５０号
広島市西区南観音３丁目１番９号
債務者　村下　修三
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７０号
広島市南区宇品神田２丁目６番17号
債務者　清水　朗子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９６４号
広島市安佐北区三入２丁目27番33―202号
債務者　住谷登志子
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８０号
広島市東区福田５丁目1931番地16
債務者　川本　真司
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０７５号
広島市東区戸坂南１丁目２―１―201、住民票上の住所広島市東区戸坂新町２丁目22番19号
債務者　角谷　康夫
1　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３号
佐賀県佐賀市若楠３丁目８番15号
債務者　岡　　秀治
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９９号
佐賀県佐賀市神園４丁目２番10号
債務者　納富　博道
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５０８号
佐賀県佐賀市松原４―２―20　ロマネスク松原420号室、住民票上の住所佐賀県佐賀市高木瀬東１丁目５番16号
債務者　梶原　千鶴
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係